

審査結果概要書

平成 23 年 2 月 28 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	リゾート施設における温水ボイラ及び冷温水機の燃料転換による排出削減事業（方法論 001・004）
排出削減事業者名	リゾートトラスト株式会社
排出削減共同実施事業者名	テス・エンジニアリング株式会社
その他関連事業者名	大阪ガス株式会社
事業実施場所	エクシブ琵琶湖 （滋賀県米原市磯 1477-2）
事業の概要	本事業は、A 重油焚温水ボイラを都市ガス焚ボイラへ更新、及び A 重油焚冷温水機を高効率都市ガス焚冷温水機へ更新することにより二酸化炭素排出量の削減を図るものである。
排出削減量の計画	2009 年度： 377 tCO ₂ /年 2010-2012 年度： 566 tCO ₂ /年 （事業実施機関合計 2,075 tCO ₂ ）
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2009 年 8 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新 004 空調設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年2月10日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：エクシブ琵琶湖 (滋賀県米原市磯 1477-2)</p>
追加性を有すること	<p>1) 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(A重油焚温水ボイラ、A重油焚冷温水機)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で10.0年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については補助金を受けておらず、全投資額より算出していることを確認している。</p> <p>4) 当該組織は会員制リゾートホテルの運営を事業として展開しており、エクシブ琵琶湖は、琵琶湖沿いに立地する会員制リゾートホテルである。地理上からも、環境面には予めから配慮しており、リゾートトラスト社としては、ISO14001を認証するなど、環境配慮活動も積極的に行ってきた。A重油の使用は、排ガスや危険物貯蔵や温室効果ガスの排出など懸念事項も多く、より低炭素で環境にもやさしい都市ガスボイラ、都市ガス吸収式冷温水器への更新を検討したいという組織の意図と、国内クレジット制度による京都議定書目標達成への貢献という意義がマッチし、本事業に至ったことを確認した。</p> <p>以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>

排出削減方法論に基づいて実施されること

1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001,004 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。

【方法論 001 ボイラーの更新】

適用条件 1 については、既存ボイラーよりも高効率のボイラーに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 2 については、本事業により都市ガス焚ボイラーへの更新を行わなかった場合、既存の A 重油焚ボイラーを継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 3 については、都市ガス焚ボイラーにより生産した温水はすべてホテル内で使用しており、他への供給はないことを確認している。

【方法論 004 空調設備の更新】

適用条件 1 については、設備仕様書の確認、関係者への質問、検算により、高効率の空調設備へ更新していることを確認している。

適用条件 2 については、更新を行わなかった場合も既存の空調設備を継続して利用することができたことを、事業実施前設備導入時期、関連資料の閲覧及び現地往査での使用環境条件などで確認している。

適用条件 3 については、排出削減事業実施後の空調設備(冷温水機)のエネルギーである都市ガス使用量のデータを計測できることを確認している。

2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。

3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。

4. 特記事項

更新前の空調設備においては、冷媒として臭化リチウムが使用されており、フロン冷媒は使用されていなかったことを確認している。

以上